

平成29年度第5回地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会会議記録

- 議 題： 1 地方独立行政法人法の一部改正等について
2 業務方法書の変更について
3 その他（市立秋田総合病院改築基本設計について）

日 時：平成30年3月20日（火）午前9時27分～9時55分

場 所：秋田市役所5階第2委員会室

出席者：【評価委員】鈴木委員長、中澤副委員長、野口委員、河野委員、佐藤委員

【病院法人】木村副院長、秋山事務局長、糟谷事務局次長、間山総務課長、西村施設用度担当課長、川上総務課長補佐、沓澤庶務経理係長、目黒施設用度係長、佐藤庶務経理主任、福田庶務経理係主事、佐藤医事課長、小川医事課長補佐、鈴木医事係主席主査、伊東経営企画室長、米山経営企画室主席主査

【事務局】辻福祉保健部長、近藤福祉総務課長、三浦参事、石川主査主査、福田主査

1 開 会

事務局

ただいまから、平成29年度第5回「地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会」を開会する。

本日の会議は、全委員が出席であり、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例第6条に規定する定足数を満たしていることを報告する。

議事については委員長が進行する。

2 議 事

【議事(1)】

地方独立行政法人法の一部改正等について

委員長

それでは、次第にしたがい議事を進行する。

議事(1)の「地方独立行政法人法の一部改正等について」事務局からの説明を願う。

事務局

それでは、地方独立行政法人法の一部改正等について説明する。

はじめに、法改正についてであるが、国においては「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律」が公布され、法人の政策実施機能や業務の質と効率を向上させるための抜本的な見直しが行われた。また、地方自治体からの制度改革を求め、要望や、人口減少問題に的確に対応する地方行政体制のあり方を検討する必要性を踏まえ、地方独立行政法人制度の改革に係る諸課題について検討し、地方独立行政法人法の一部改正が、平成29年6月9日に公布された。

次に、法改正の概要についてであるが、国の独立行政法人制度改革を踏まえ、地方独立行政法人における適正な業務の確保が掲げられ、地方独立行政法人においても、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みが取り入れられることになる。具体的には、目標に対する評価については、目標設定者である設置者が行うことに変更になり、評価結果を計画に反映することを法人に義務づけている。これにより、これまで評価委員会が行っていた評価は行われなくなるが、中期目標期間終了時の見込みに対する意見や、中期目標の作成や変更などについては、これまでどおり評価委員会から、意見を聴くことに変更はない。また、法人の内外から業務運営を改善する仕組みを取り入れるため、業務方法書に内部統制体制の整備に関する事項の記載や、監事による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告の義務の明確化などが追加されたほか、市長による是正・業務改善命令等が新たに規定されている。

これにより、法人では、業務方法書に内部統制体制の整備に関する事項を記載する作業を進めていたところであるが、このたび、変更後の業務方法書ができたことから、地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、平成30年3月13日付けで業務方法書の変更認可申請が市に提出され、同条第3項により評価委員会に諮問があった。

なお、この度の法改正に伴い、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例の項ずれについて、昨日の議会において改正を行っている。

次に、法改正による評価委員会の事務については、現在、15の事務があるが、法改正により設立団体の数を減少させる場合の財産の処分について評価委員会の事務に新設され、6事務が廃止となり、これにより10事務となる。

来年度の評価委員会については、中期目標の最終年度

となることから、「中期目標の設定および変更」、「中期目標期間における業務の実績に関する評価」、「法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討」、「役員報酬の変更」に対して評価委員会を開催する。

スケジュールや詳細については、できるだけまとめて開催できるよう検討している。今後も引き続きご協力をお願いする。

委員長

ただいまの説明に対して質問はあるか。

【質疑なし】

【議事(2)】

業務方法書の変更について

委員長

次に、議事(2)の「業務方法書の変更について」であるが、業務方法書については、地方独立行政法人法第22条第3項の規定により、業務方法書を変更するときは、評価委員会からの意見を聴くことになっている。それでは法人からの説明を願う。

法人

評価委員の皆様には、毎年度、当法人の業務、実績に関する評価等にご尽力をいただき深く感謝する。本日は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、当院の業務方法書の変更について審査についてよろしく願います。

なお、本来であれば理事長が出席すべきところであるが、所用のため欠席している。本日は理事長の代理として、副院長が出席している。

(地方独立行政法人市立秋田総合病院副院長あいさつ)

法人

本日は、業務方法書の変更についてのご審査をお願いすることになるが、資料の説明に入る前に、まず、業務方法書の変更が必要となる理由について説明する。

業務方法書は、地方独立行政法人法第22条により、地方独立行政法人に作成が義務づけられており、当法人では、法人開設の平成26年4月に法人の目的、基本方針、業務内容等を記載して作成し、今日に至る。

このたび地方独立行政法人法が改正され、平成30年4

月 1 日に施行されることとなった。

法改正後の業務方法書には、「役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。」と新たに規定されたため、内部統制等に関する事項を業務方法書に記載する必要が生じたものである。

資料 4 の新旧対照表をご覧ください。

このたびの変更に合わせて、目次を作成するとともに、各条文をジャンルごとに章建てを行った。

目次は記載のとおりであり、第 1 条と第 2 条を「第 1 章総則」となる。また、第 3 条と第 4 条を「第 2 章業務の方法」としている。

次の第 3 章の「業務の適正を確保するための体制の整備」は先ほど説明したように、このたびの地方独立行政法人法の改正により、新たに業務方法書に記載することが必要となったものである。

第 5 条は「内部統制に関する基本方針」であり、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役職員への周知および研修の実施に努める旨を記載している。

第 6 条は「内部統制の推進」であり、内部統制システムに関する事務を統括する役職員を配置するとともに、内部統制システムを推進する体制を整備する旨を記載している。また、第 2 項においては、内部統制システムに関する事務を統括する役職員が定期的に連絡を行う機会を設ける旨を記載している。

次に第 7 条は「役職員の倫理等に関する事項」であり、役職員の倫理指針および行動指針を定める旨記載している。

次に第 8 条は「理事長の補佐体制」であり、理事長の意思決定を補佐する会議を設置するとともに、役員の方掌を明示して責任の明確化を図る旨を記載している。

次に第 9 条は「中期計画等の策定等に関する体制」であり、中期計画や年度計画のマネジメントの実効性を確保するため、それらの計画の策定、進捗管理および評価に関する体制を整備する旨を記載している。

次に第 10 条は「リスク管理」であり、リスクに適切に

対応するためリスク管理を統括する体制を整備し、リスクが発生する原因の分析、リスクの評価、軽減および周知に努める旨を記載している。

また、第2項では、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画を策定する旨を記載している。また、第3項では、その計画に掲げる事項として、計画に基づく訓練等の実施、緊急事態の発生時における対策本部の設置およびその構成員、初動体制そして情報収集の迅速な実施について計画に掲げる旨を記載している。また、第4項では、反社会勢力への対応方針を整備する旨を記載し、第5項では、施設の定期的な点検や必要な補修を行う旨記載している。

また、第6項では、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取り組みを行い、取組状況について定期的に点検を行う旨を記載している。

次に第11条は、「情報の適切な管理」であり、情報セキュリティの確保に関する規程等の整備や情報漏洩の防止に関する取り組みを推進する旨を記載している。また、第2項では、個人情報保護に関する規程を整備して個人情報を適切に管理する旨記載し、第3項では、文書の保存や管理そして情報公開に関する規程を整備する旨記載し、第4項では、保有する情報の閲覧権限の整理や効率的な情報の検索のため、体系的な情報の保存を可能とする情報システムの整備を行う旨記載している。

次に第12条は「監事および監事監査」についてであり、監事の職務の達成と権限の行使を確保するために必要な規程と体制の整備を行う旨を記載している。

次に第13条は「内部通報および外部通報への対応」であり、内部通報と外部通報に関する規程等を整備するとともに、通報が担当役員や監事に確実かつ内密に報告される仕組みを整備する旨記載し、第2項では、その仕組みの整備に当たっては、通報者の保護について特に留意する旨を記載している。

次に第14条は、「入札および契約に関する事項」であり、契約事務の適切な実施等のため、随意契約とすることができるときの方針の整備や談合情報がある場合の対応方針の整備を行う旨を記載している。

次に第15条は「職員の懲戒等に関する事項」であり、職員の懲戒基準等を定めた職員の人事管理に関する規程等を整備して適切に運用する旨を記載している。

次に第4章の「業務の委託等」については、これまでの第5条から第7条が条ズレして第16条から第18条となる。

次に第5章の「雑則」については、これまでの第8条から条ズレして第19条となる。

なお、この変更後の業務方法書については、平成30年4月1日から施行するものである。

委員長

業務方法書の変更案についての作成については難儀したと思われるが、しっかりとした変更案を作成したことには敬意を表す。業務方法書に記載されていることを実現、構築するためには法人の力が問われると思う。

ただいまの説明に対して質問はないか。

委員

内容、システムについては異を唱えるものではないが、気になった点がある。はじめに第14条の相互牽制についてである。相互牽制システムについては、事務の適切な実施の目的に対する手段であると思う。「契約事務の適切な実施のために相互牽制を確保する」との表現の方が正しいのではないかと思うため、可能であれば修正願う。牽制をする者をはっきりとさせるべきとも考えたが、そこまでは問わないとしても、「相互牽制を確保し、契約事務の適切な実施に努めるために次に掲げる取組を行う」などに修正をお願いする。

次も表現の話になるが、第6条についてである。「推進のための体制について整備するものとする。」とあるが、「体制を整備する」の方がよいのではないか。「について整備する」との表現には違和感を感じる。

次に、追加される文言については、「ものとする」と表現されている。改正前との表現との統一もあると思うが、全体の表現を踏まえて修正することは可能か。

委員長

そもそもの言い回しの変更については、検討の余地はあるのか。

事務局

現行の業務方法書の表現についても「ものとする」という表現が使われており、統一したものである。なお、今回の追加部分を修正するとなると、内容の変更が伴わない全体を調整することとなる。

委員長 「ものとする」については、他に及ぼす影響もあることからこのままでもよいか。

(異議なし)

委員長 第6条については、文言の表現によるものであるため、意見としては提出せず、第14条について、委員の意見を検討してもらうこととし、市長に答申してよろしいか。

(異議なし)

以上で質疑は終了したことから、法人関係者は退席とする。

(病院法人関係者は退出)

3 その他

市立秋田総合病院改築基本設計について

委員長 それでは、3のその他について事務局から説明願う。

事務局 法人から市に報告があった市立秋田総合病院改築基本設計原案を配布してあるが、現時点での原案である。

資料の1ページには基本方針や計画概要が、2ページには配置計画が、記載されている。

この原案では、新病院は、医療棟、医療支援棟、立体駐車場の3つから構成され、敷地面積が約20,100㎡、病床数が396床を予定している。

3ページには平面計画、4ページには立面・断面計画、5ページには建築構造計画、機械設備計画、6ページには電気設備計画、事業スケジュールおよび建替え手順が記載されている。

事業スケジュールについては、立体駐車場工事の後、新病院の建設工事に着手し、平成34年度中の新病院開院をめざしている。

最後に、法人では、現在、改築基本設計原案に対するパブリックコメントを実施しており、ご意見やご質問については、3月30日までに、市立秋田総合病院、病院建設準備室に連絡を願う。

| | |
|-------|--|
| 委員長 | 今年度基本設計が終わり、実施設計が来年度から進んでいくこととなるが、質疑は行わず報告のみとする。 |
| 4 閉 会 | |
| 委員長 | 平成29年度第5回地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会を終了する。 |